

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第17号

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 瀬戸市心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし <sup>ない</sup> 。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。) (2)から(5)まで <省略>	(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし <sup>ない</sup> 。 (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。) (2)から(5)まで <省略>

(瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<del>ない</del>。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし<del>ない</del>。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者で高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上のもの(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者で高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当するものとして認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p>
--	--

(瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市後期高齢者医療に関する条例(平成20年瀬戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市の区域内に住</p>

<p>(<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>)をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市の区域内に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していた被保険者</u></p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市の区域内に住所を有していた被保険者</u></p>
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。